

令和5年度第1回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 令和5年5月25日（木）10時00分～10時30分

場 所 内灘町役場 4階 404・405会議室

出席者 (委員) 高野委員、岡部委員、北川委員、中村委員、坪内委員、黒田委員、水野委員、岡野委員、形屋委員、上前委員、計10名

(事務局) 中川町民福祉部担当部長、川本住民課長、中村主事
(コンサルタント) 株式会社利水社 松岡氏、古木氏

議 件

(1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項

1. 申請者 : 道路管理者 内灘町長 川口 克則
設置場所 : 内灘町字向栗崎ぬ3-2
用 途 : 町道消雪用水

(2) その他

特になし

主な質問事項

問1 予定散水路線図において、堀替前は散水路線となっていたが、堀替後は散水路線となっていない箇所があるが、散水されないのか。

答1 堀替に伴い散水路線の見直しを行い、昨年度に審議した別の井戸において、当該箇所を散水する予定である。

問2 付帯条件（案）において、地盤沈下については節水対策の要請とあるが、具体的にはどのようなものになるか。

答2 交互散水の実施に加え、路線により凍結防止剤の散布も行っている。天候条件や道路状況を確認し、散水せずに凍結防止剤の散布で対応できるかどうか見極め、必要な場合に散水を行うこととしている。

問3 申請井戸は、既存井戸の近くに堀替するのか。

答3 既存井戸と同じ場所に堀ることはできないので、少し離れた位置に堀替する。取水帯水層は変わらない。昨年度審議した井戸と合わせて散水路線の見直しを行っており、ポンプの能力を抑え、井戸の負担軽減を図ることとしている。既存井戸は砂利充填し使用しない。

- 問4 塩水化予測における基準点とは何か。
- 答4 町域全体を等分し海岸線に沿って i ～ vii 地点の 7 箇所を基準点を設け、どれだけ塩化物イオン濃度が上昇するかを判定している。町の地形として基準点 iii 地点（河北潟放水路左岸付近）において少し塩水物イオン濃度が高くなるというシュミレーション結果となっている。
- 問5 既存井戸は昭和 58 年に掘削されており、40 年ほど経過している。井戸の耐用年数はどのくらいか。
- 答5 井戸の構築物自体は 30 年保てば良い方だと考える。今回の既存井戸以外にも 30 年経過している井戸があるが、調査を行い状況を見極めながら計画的に更新していく。その際には国の補助金を活用しながら実施していくことになる。
- 問6 降雪時でも消雪が出ているところと出ていないところがあるのはなぜか。
- 答6 各井戸に降雪感知器があり、一定時間感知が続けば、自動で散水を開始または停止する仕組みとなっている。北部地区と南部地区とで降雪量に違いが見られるように、地域間で降雪の状態は異なっているため、地域によって出ているところと出ていないところが生じる。
- 問7 井戸構造図について、申請井戸のポンプ設置位置は地表面下 60m 付近となっている。今回の井戸の、主な取水帯水層は、第 1 帯水層と考えてよいか。
- 答7 第 1 帯水層は地表面下 60m 付近にあるが、各帯水層による透水係数とストレーナー長により、各帯水層の取水分配は決まるため、第 1 帯水層が主な取水帯水層であるとまでは言えない。

審議結果

- (1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項
出席委員全員異議なく、付帯条件付許可として答申することとなった。